

二一世紀型刑事施設の在り方

— 特別予防と「収容」との関係 —

白鷗大学法学部専任講師

清水 晴 生

1. 刑事処分の諸類型

刑事処分の一方法である保安処分の構想は、幾度もの契機を経ながらも法案段階での改廃をくり返してきた。しかしそれはますます、「保安」を「医療及び観察」といいかえううえで存在している。だが両者の本質は変わらず「監視」(watch ; Wachen)である⁽¹⁾。

保安は「いま現在」のためのものではなく、「未来」のためのものである。未来のためにいま現在を文字どおりないがしろにするものである。そのために保安がいま現在に「対立」をひきおこすのは不可避である。いま現在をないがしろにされる側とする側との対立が生じるのを避けられない。いま現在を犠牲にし、対立をひきおこした上に保安は成り立つ。

しかし特別予防の手法は保安に尽きるわけではない。特別予防の在り方をさぐるのが本稿の目的である。

特別予防の手法としての刑事処分の方法に、刑罰や保護処分があり、さらに保安処分もある。

• まずこれらを時制的な志向という観点でモデル化すれば、刑罰は過去を、保護処分はいま現在⁽²⁾を、そして保安処分は未来を志向するものといえる⁽³⁾。

• またそれぞれをその本質の点でモデル化すれば、刑罰とは（通説的には）過去に対する「非難」であり、保護処分はいま現在における「自由な成長発達を促し・補うこと」、そして保安処分は未来へと向けた「監視・管理」である。

前二者にとって「収容」は本質上不可欠でないのに対し、保安処分にとりそれは本質上不可欠である。文字どおりの施設収容にとどまらず、「所在の登録と公開」、「移動・行動の常時把握および場所的・時間的・对象的制限」、「心身に対する侵襲による行動能力の剥奪、無能力化」もふくめた「収容」、すなわち、「移動・行動の自由ないしその能力の剥奪・それらからの隔離」こそ、保安処分にとっては単なる手段ではなく目的そのものである。

むろん、収容を本質的に不可欠なものとし、ない刑罰や保護処分につき、その運用の実際において、これらをもつばら収容のための処

分として意味づける現実はありうる。だとすればそれは、刑罰や保護処分「保安処分化」、「保安処分的運用」であるといわなければならない⁽⁴⁾。

- 対象者に対するそれぞれの処分を基礎付けるのは、刑罰では、当該違法行為についての「(通説では)非難可能性としての責任」であり、保護処分では「非行事実と要保護性」であり、保安処分では「危険性(再犯のおそれ)」である。
- 「対象者と社会との関係」に対しては、それぞれの処分はいったいどのように関わるか。

刑罰は、その両者の関係に直接干渉することはせず⁽⁵⁾、刑の執行・受刑が終了すれば対象者は再び社会のメンバーに戻る(いいかえれば、特別扱いもされず再び社会の中に放り込まれ、社会と向き合うことにもなる)。

保護処分は、むしろ成長発達を助け、社会のメンバーとして社会の中でうまくやっつけられるように積極的に働きかけるものである。

保安処分は、逆に、対象者を危険ないし異質なものととして社会から引き離し、社会との関係性の遮断を継続的に維持・管理することに要点がある。

これらの方法のうち、とくに保安処分のさまざまな変態については、これまでの保安処分をめぐる議論の経緯をふりかえれば自ずから多くを知ることができる。

2. 保安処分の諸類型

保安処分をめぐる議論の経緯については、これまでにも詳細な紹介がなされてきている。したがってここでは、全体の流れの中でとくに重要と思われる点に限って確認してお

くことにしたい⁽⁶⁾。

1926年の臨時法制審議会による刑法改正の綱領から、予備草案を経て、1940年の刑法並監獄法改正調査委員会による「改正刑法仮案」に至る間に見ることのできる保安処分の類型には、精神障害者等に対する監護処分(予防監護)、酒癖者に対する矯正処分(酒癖矯正)、労働嫌忌者に対する労作処分(労働留置)、重大犯罪につき再犯のおそれがあるものを収容する予防処分(予防拘禁)の四種類がある⁽⁷⁾。そのうち、戦後の「準備草案」(1961年)には、監護処分(治療処分)と矯正処分(禁断処分)とが引き継がれた⁽⁸⁾。

その後、準備草案が示した性格と内容は、法制審議会刑事法特別部会小委員会参考案(第一次案)のA案にさらに引き継がれ、これが1974年の「改正刑法草案」(治療処分と禁断処分)へと至る。他方、同参考案(第一次案)B案は、処分の先執行(120条)など保安的色彩を薄めた療護処分(治療処分と禁断処分)を執行するものとしていた⁽⁹⁾。

さらに、1981年に法務省が示したいわゆる「刑事局案の骨子」では、改正刑法草案の二つの処分を統合して治療処分とし、罪種の限定や本人からの解除請求も認めるなどとされたが、なお、無期懲役以上の刑に当たる行為をし、再びそのような行為をするおそれのある者については無期限の施設収容を許すなどとするものであった⁽¹⁰⁾。

1990年の処遇困難性に関するいわゆる道下レポート、1996年の北陽病院事件最高裁判決、そして決定的な意味をもった2001年のいわゆる池田小事件を経て、2003年「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が成立した⁽¹¹⁾。これにより、放火、殺人、強姦、強盗等に限定された重大犯罪につき、心神喪失または耗弱者であり、不起訴または無罪とされ、あるいは執行猶予に付された者に対して、「同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを

促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合に「医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定」を（42条1項1号）、その他、通院医療を受けさせる必要があると認める場合には「入院によらない医療を受けさせる旨の決定」を（42条1項2号）なしうることとなった⁽¹²⁾。

3. 特別予防の在り方

(1) 司法的援助の在り方

医療観察法の直接の契機となった池田小事件発生前、医療と司法との関係をめぐる困難な問題として問われていたのが、いわゆる処遇困難者の問題であり、またいわゆる触法精神障害者の問題であった⁽¹³⁾。

当該行為者が違法行為を犯したことの原因が精神疾患にある以上、保安的な拘禁処分ではなく措置入院による治療を受けさせるべきであるという、ある意味で単純な医療と司法の役割上の区別⁽¹⁴⁾をどんな場合においても維持しうることが問われた。しかしなお、そうした者らに対する治療のための保安収容は、医師と患者との信頼に基づく関係の構築を困難にし、結局「治療の名の下での拘禁」というレッテル詐欺に陥ってしまうこと⁽¹⁵⁾、精神科特例等による精神医療の現状の貧困を改善しなければ根本的な解決にはつながらないこと、むしろ地域精神医療の充実・拡充こそが必要であること、などの批判・主張が説得力をもって広くなされ、これらは現在でも、医療観察法そのものの法成立以前から指摘されていた不備の改善等の主張とあわせて、医療観察法および精神医療制度全般に向けて依然としてなされている⁽¹⁶⁾。

刑罰や保護処分とは異なる本質を有する保安処分に関して、それをめぐりくり返し活発になされてきた議論の経緯をふりかえつ

てそのバリエーションについて確認し、その上で、現在もなお医療観察法および精神医療全般に対して向けられている主張の内容を見た。

そこで求められていたのは、さまざまにありうる保安処分の諸類型のうち、より適当な保安処分の在り方、あるいは、最も適当な保安処分の在り方ではなかった。いってみれば、いまここで問われているのは、未来の安全のためのしかるべき「監視（管理）の在り方」や「収容の在り方」ではなく、いま現在の状況に十分に対応するための「ケアの在り方」である。

管理とケアとはその本質をまったく異にする。管理・監視が、不自由と、対立・不平等とを生み、また閉鎖的で画一的であるのに対して、ケア・配慮は自由と信頼・平等とを生み、さらに開放的で発展的で双方向的である。管理が権限の階層性と権力の集中とを拡大・強化するのに対して、ケアは私事化、分化・多様化になじむ。

特別予防の機能を果たすことができ、同時に刑罰のダイバージョンとして考慮しうる司法的援助（ケア）の在り方がまさに問われ、求められている。それにはたとえば、保護観察制度の大幅な人的拡充、民間支援団体のいっそうの保護・育成、通院治療補助・更生保護施設の紹介・特別の就職あっせん、個別・集団カウンセリングやトレーニングの機会提供、等々のものがあり、そのほかにも考慮可能でなお実現可能、実現すべき、試みるべき施策は尽きないのであり、一足飛びに、保安管理、保安収容、予防拘禁といった、人権とプライバシーへの制約が甚大で、濫用のおそれも大きい保安・収容処分へといった理由はなく、いたるべきでもない（医療観察法の適用が人権制約に対する可及的回避の態度のもとにおこなわれるものでないことは、すでに最高裁2007年7月27日決定によりあきらかとなった）。

畢竟、いまここで求められているのは、収容・監視のための管理システムという、いつてみればハードではなく、ケア・システムというソフトの部分なのである⁽¹⁷⁾。それはもはや、「行刑福祉」、「矯正福祉」として論じられるべきものである。

(2) 二一世紀型刑事施設の在り方

同様の問題を孕んでいることを指摘しておかなければならないのが、刑事施設の新しい在り方についてである。

いわゆる刑務所の「民営化」として登場してきたPFI刑務所という刑事施設の新しい在り方は、いま見てきた話の流れからして、一定の信頼⁽¹⁸⁾に基礎を置き、開放的で、刑罰権限行使の在り方において分化・多様化を推し進めるものといえる。それはまちがいではないであろうが、しかしそれはあくまでなお刑罰権限行使の在り方におけるある種の開放性であり多様化であるにすぎず、特別予防の方法ないし刑事処分の在り方における開放・分化・多様化では決してない⁽¹⁹⁾。

たとえば、いわゆる修復的司法上の施策が官営の事務所主体で実施されたとしても、それを刑事処分・刑事司法の一定の私事化と理解しうが、刑事施設の民間運営というだけならば、それは国家的刑罰実施のさらなる拡大にすぎない⁽²⁰⁾。

さらに、民営化がもつばら非専門化・刑事施設のチェーン店化を意味するならば、むしろ逆に処遇の画一化や受刑者の電子的一元管理⁽²¹⁾へといたり、これは「収容」の含意において施設外での（たとえば中間処遇下や社会奉仕活動下での）電子的管理・生体認証による管理にも容易につながっていく⁽²²⁾。

他方、こうしたPFI刑務所の運営等にたずさわる諸氏から直接話をうかがった⁽²³⁾かぎりでは、現在のところ予定されているPFI刑務所ではむしろ処遇プログラムについて

も、これまでの純官営の施設では想像もできなかったものまでが予定されているとのことである。のちにこれらの有効性がみとめられた場合でも、こうしたPFI刑務所を前提に作られたプログラムがそれを予定していない施設に、十分な人員の配置や適切なスペース・設備の補充なしに持ち込まれたとしたら、その有効性は同じようには発揮されえないとかんがえられる。さらには従来おこなわれてきた処遇を圧迫するおそれさえあり、導入には十分な準備と態勢とが不可欠である（ほぼ12歳の少年を少年院で児童自立支援施設と同様のかたちで処遇するといった構想とも共通する問題であろう）。この点は、庁舎新営工事着工後にPFI方式の導入が決まった播磨社会復帰促進センターではすでに解決すべき現下の問題である。

ただし、たとえば炊場適格の受刑者・被収容者が不足している現状などからすれば、食事についてのみ民間の運営主体（SPC）がかかわるといった部分的導入が、受刑者・被収容者の矯正プログラムへの参加、その時間ないし機会を確保・拡大したり、処遇する側も併せて矯正処遇により集中する態勢をつくることに資するとかんがえられる点は十分考慮に値しよう。

塀で囲むことで目も手も届かせず、事実上特別な権力的関係を維持してきた刑事施設というある種の部分社会は、識別装置付きの監視カメラやGPS端末やRFID（無線IC）タグなどといった目も手も届かない道具の利用により、容易に施設外のどこにおいても実現されうる⁽²⁴⁾。施設外処遇は、いまや「施設化された社会」内処遇として実施可能な状況である。

保安処分化された「代替」刑が、目に見えないまま「収容」施設化されたbackyardにおいて実施されるという特別予防の在り方が、抑止刑の意味と機能とにおいて一般予防

の在り方としても採用可能である⁽²⁵⁾ ことには、輿論の真剣な目はあまり届いていない。

見る・見られるという一方向的な関係から「対立」を生じさせるような施設化された社会の中では、犯罪の発生も抑制も管理者により自在にコントロールされ利用可能となる⁽²⁶⁾。そうではなく、いま現在必要とされている、双方向的で目も手も届く司法的援助の拡充のためには、施設こそ社会化し⁽²⁷⁾、backyardを本来の役割どおり集い合う「対話」の場とすることが求められる⁽²⁸⁾。

(1) ここでの問題関心にとって、町野潮編『精神医療と心神喪失者等医療観察法』（ジュリスト増刊）は代表的文献であるが、巻末資料に過去の草案どころか関係年表すら掲載されていないのは、疑問であると同時に象徴的でもある。たとえば、足立昌勝＋楠本孝「保安処分関係年表」法律時報74巻2号71頁～68頁参照。また、中山研一『刑法改正と保安処分』213頁以下には、「資料 改正刑法草案の保安処分と参考案（第一次案）B案との対照表」が掲げられており、そこには「（ジュリスト772号79頁以下より引用）」と付記されている。

(2) むろん非行事実それ自体は過去のものだが、保護処分の判断においてそれはつねにいま現在の要保護性との関連において評価されるべきものである。

あるいはまた次のようにもいえないか。すなわち、虞犯を含めた少年の保護の必要性は文字どおり「虞」を考慮するものではあるが、これをただちに保安処分や公安保障法による団体規制における「おそれ」と同視しうるだろうか。そこにはおのずから看過しえない差異があるように思われる。つまり前者にいう「虞」がいわばごく近い将来に対する予測であるのに対して、後者の「おそれ」はそれよりもやや時間的感覚を感じさせる。この差は単なる印象に由来するのではない。前者の「虞」が保護を必要とするいま現在の「日常」に根ざすがゆえにごく近い将来への予測であるのと同時に、その予測判断は比較的確に判定されうるのに対して、後者の「おそれ」は必ずしもいま現在を重視せず、むしろ過去を重視しながら、いま現在の状況を飛躍したいわば「非日常」、すなわちあいまいな「いつか」を想定したその意味でやや遠い将来に対する予測となる。というより、やや遠い将来に対する予測だということ、したがって予測が困難だということこそ、実は最大の、この「おそれ」予測が許容されるための根拠となっているのである。

(3) 高山佳奈子「責任能力について」刑法雑誌45巻1号6～7頁以下参照。

またこの点に関しては、「回顧的」や「展望的」といったいい回しも散見されるが、その用法には混乱も窺えるので注意が必要である。

(4) この点で死刑は、それ自体の必然的な在り様において、つまりはその本質の一部として、「保安処分化」を避けられない。自由刑がどんなに長期であっても、その「刑の存在」の継続によって非難としての意味を持ち続けるのに対して、死刑は非難としての意味を執行の一瞬に収斂させた直後から長期（死刑執行がなかった場合の平均余命の期間）にわたり、むしろその「刑の不在」という状態によって完全に隔離・管理するという保安処分的性格を発揮し続ける。このことは、死刑の求刑ないし宣告が「矯正不可能」という理由によって裏付けられる場合には、いよいよ無視しえない（「刑の不在」は、死刑がむしろおもに保安処分であり、特別予防の意味をまったくもたないことを意味するだけではない。それは死刑囚自身が自分に対してなされた刑の執行の現実の意味を決して知りえないという意味において、死刑囚自身にとつての「刑の不在」でもある）。

たしかに、憲法31条は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」として、死刑手続き法定の可能性をいう。しかし、「将来再び行為をするおそれ」の予測困難・不可能をめぐって議論がくり返されてきた歴史にかんがみるとき（治療処分でさえそうなのだから死刑ならなおさら問題は大きい）、宣告刑としての死刑（それは保安処分的性格を大いにもつ）とその決定手続（矯正可能性が十分な程度に判断可能だとすれば、だれがどういった基準で判断するのか）についての実体法上の根拠規定（執行方法については刑事訴訟法475条以下等）が、「死刑……を主刑とし」（刑法9条）、「死刑は刑事施設内において、絞首して執行する。」（刑法11条1項）といった程度でしか述べていないならば、適正手続の保障、実体的デュー・プロセスの保障といった憲法31条の要請に当たっていると到底いえない。したがって、少なくとも死刑に関する刑法上の規定は、死刑に関する法規定としてまったく不十分なものであり、違憲状態にあるといわなければならない（もっとも、死刑を正当化するほどに適正に構想された手続が死刑を正当化するだけ適正に運用されるということは現実にはほとんどかんがえられない）。

他方、次のような観点も十分に顧みられるべきである。すなわち、写真家のトシ・カザマ氏（MV FHR）は2007年11月2日に栃木県小山市で開催された講演会（MV FHRのバド・ウェルチ氏も講演）で次のようなことを話した。（裁判員制度と同様に）執行人制度というのははたして可能だろうか、と。

(5) 間接的には、さまざまな意味において社会的影響が反映される場合がある。

(6) 簡にして要を得た紹介として、楠本孝「保安処分論議の今日的総括」法律時報74巻2号17頁以下。本稿もこれに多くを抛る。その他、足立昌勝＋楠本孝・前掲の年表、および、山中敬一『刑法総論II』1005頁以下等参照。

(7) これらとは別に留保事項として、善行保証と保護観察も規定していたとされる。大塚仁『刑法概説（総論）〔第三版増補版〕』580頁参照。

(8) 大塚・前掲582頁註（五）参照。

(9) 中山・前掲217頁、同「刑法改正における保安処分と不定期刑」同・前掲書28頁以下、および、平野龍一「触法精神障害者の処遇」町野編・前掲書3頁以下参照。

(10) 楠本・前掲19頁以下、中山・前掲219頁以下、および、内藤謙『刑法原論』167頁以下参照。

(11) 楠本・前掲22頁以下、足立昌勝+楠本孝・前掲68頁、および、町野朔「精神保健福祉法と心神喪失者等医療観察法——保安処分から精神医療へ」町野編・前掲書71頁以下、拙稿「身体的自由権」野畑健太郎=池田実編『テキストブック日本国憲法』145頁参照。

(12) 林美月子「責任能力制度と精神医療の強制」町野編・前掲書113頁以下参照。

(13) 楠本・前掲21頁以下参照。

(14) 浜井浩一「心に障害を持つ受刑者の世界——刑罰システムと精神医療システムの交錯」法学セミナー 601（2005年1月）号86頁以下参照。

(15) 楠本・前掲21頁以下参照。

(16) 浅田和茂「刑法改正問題と精神医療」町野編・前掲書226頁以下等参照。

(17) 特別予防機能を果たすべき刑罰もまたひとつの「ケア」でなければなるまい。そしてそれは刑罰権限者本位の「教育刑」ではなく、あくまで個々の受刑者本位の「援助刑」でなければならないだろう。個々の受刑者は、反社会的・反社会的であること、孤立的であることや対立的であることを克服するためにまたその努力をするために援助され、さらに、犯罪事実と犯罪被害を見つめ、被害者と社会の癒しのためになができるかをかんがえ実際に行動しつづけるために援助される（したがってこのとき、刑罰に結びつくところの刑事責任とは（黙想などにより）「ケア・感化を受けるべき（そのための環境をあたえられるべき）地位」だということになり、（労働・作業により）「労苦・苦痛をあたえられるべき非難可能性」ではありえない）。

またこのとき、刑罰の感応力というものを問いなおすべきであろう。現在ではもはやほとんど疑問視されることがなくなったが、他人の財物をじかに手にしたり、他人の身体の固さを直接感じたり、実行者に直接話しかけるその自分の声を生で聞いていた者とそうした体験のない背後者・共謀者と同じ犯罪が成立し同じような刑罰を科したとして、両者における刑罰の感応力に関して本当に意が払われているだろうか。

(18) ここでの信頼について、本庄武「PFI構想について」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ 監獄法改正をめぐって』108頁参照。

(19) 笹倉香奈「刑事施設の民営化とアカウントビリティ」刑事立法研究会・前掲書101頁以下、本庄武「刑事施設のアカウンタビリティと第三者機関の役割」刑事立法研究会『21世紀の刑事施設 グローバル・スタンダードと市民参加』236頁以下参照。

(20) 中川孝博「コミュニティ・プリズン構想の提唱」刑事立法研究会『21世紀の刑事施設 グローバル・スタンダードと市民参加』29頁以下参照。

(21) 受刑者という「顧客」の管理というよりむしろ指静脈というバーコードでマーキングしてPOSシステムで管理するという「商品化」。藤田和己『『ポスト監獄法』時代の矯正マネジメント』刑政117巻2号29頁図表1および31頁、また、徳永光「行刑改革会議と民営化の議論」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報2号18頁参照。

(22) カナダ・オンタリオ州・情報プライバシーコミッショナー（PIJ）バイオプライバシー研究プロジェクトチーム訳「生体認証とプライバシー」CNNニュース（プライバシー・インターナショナル・ジャパン <http://www.pij-web.net>）41号30頁以下参照。

さらには、少年犯罪が「多発化・凶悪化」しているとして加害者となるのを防ぎ、同時に子供が犯罪に巻き込まれて被害者となるのを防ぐためには、子供たち全員の皮膚に（生まれてすぐ）GPS端末を埋め込むのが万全の策だという発想とも遠くなからう。石村耕治・辻村祥三「横浜市の小学校で、4月から、NTTデータが、ICTタグで児童の登下校監視システム実験を開始——アメリカ・カリフォルニア州では、児童へのICTタグ監視システム実験に父母が抗議、中止に」CNNニュース42号13頁以下参照。

これはむしろ子供だけにとどまるはずもない。管理されて安全なら不自由でよいと考える社会では、生まれてから死ぬまで番号で呼び合えば足りることになる。

また社会奉仕命令（community service order）については、たとえば、鈴木康之「イギリスにおける社会奉仕命令——その現状と問題点——」家庭裁判月報43巻5号1頁以下、朝倉京一「刑事制裁としての社会奉仕命令」法律のひろば45巻5号52頁以下、丸秀康「企業犯罪に対する刑事制裁としての社会奉仕命令——米国での議論を中心に——」犯罪社会学研究17号109頁以下、樋口昇「イギリスの少年事件にける『社会奉仕命令』（Community Service Order）をめぐって」家庭裁判月報45巻10号231頁以下、柳本正春「刑罰としての社会奉仕命令」亜細亜法学29巻1号25頁以下、とくに、（過剰拘禁緩和機能について）35頁、39頁、（net wideningの危険について）40頁、竹村典良「非拘禁的制裁の展開構造——罰金刑と社会奉仕命令の関係性——」桐蔭法学1巻1号105頁以下、とくに124頁以下、藤本哲也「刑罰としての社会奉仕——社会奉仕命令——」（犯罪学の散歩道49）戸籍時報464号64頁以下等。コストを論じ社会奉仕命令に電子的管理をとみなせた場合、社会奉仕命令のnet wideningの危険をあわせ考えれば、データ

の収集・管理が自己目的化する危険は看過しえない。

社会奉仕命令についてはさらに、サンクションを過度に倫理化する点、懲役刑の実刑を代替(的に軽減)することは困難でむしろ従来の執行猶予の範囲の重罰化として機能するとおもわれる点なども問題としなければならない。

(23) 大林組およびP H P 研究所の担当者の方々、播磨社会復帰促進センターならびに播磨学園の方々に深く感謝申し上げます。

(24) 石村耕治・中村克己「無線 I C タグ・R F I D とプライバシー——R F I D 関係個人情報保護に関する公共政策はどうあるべきか」CNN ニュース42号4頁以下、および、山口直也「刑事施設に関する日本版 P F I 構想の問題点」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報2号32頁参照。

またこうした電子機器の利用は、プライバシーをうばう非人間的な対応と関係を生むばかりでなく、同時に、プログラミングの想定外の事情に対する対応能力のなさ、非柔軟性という欠陥を不可避的に内蔵することを看過すべきでない。

刑事施設での集団での逃走や電子制御ないしネットワークに対する攻撃をとおしての逃走の場合に、抑制された職員数ではたして対応可能なかどうか。そしてこれは社会内でも相当する同様の問題が発生しうる。

機器の規格・性能・機能の態様や範囲に対する被收容者の観察・理解と、集団内部でのその知恵の蓄積といった事情に対しても、それらへの対応、あらたに生じつつある問題の発見といった点で、プログラミング済みの対応しかなしえない電子機器にほんとうに依存可能かどうか。レッドカードの判断は公正・迅速に可能であったとしても、はたしてイエローカードの判断を十分になしうるのかどうか。この非柔軟性・画一性はあらたな事態への対応の問題と同時に、特段の事情等がある場合における行動に対して(非柔軟的・画一的であるがゆえに)人権抑圧的に作用するおそれもふくんでいる。

こうしたもろもろの解決の困難さは、問題が過剰収容にあるのではなく、「収容」で問題の解決を図る収容中心主義、収容重点主義自体に問題があるということを示している。

(25) 平野龍一『刑法総論 I』20頁参照。

(26) 情報や情報をコントロール権限を個人が放棄し、「管理施設」たる国家の一元的な大規模管理にゆだねるときには、周知のとおり、名寄せされた情報の流出、クラッキング、不正流用、なりすましの集中的で大規模な被害と、ターゲットが一元化されていることによる情報の不正取得の効率のよさ、ターゲット発見の容易性、クラッキングが割に合うものとなるといった被害リスクの増大とが不可避である。

(27) 武内謙治「仮釈放制度の法律化と社会化——必要的仮釈放制度と任意的仮釈放制度の提唱」刑事立法研究会『21世紀の刑事施設 グローバル・スタンダードと市民参加』228頁以下、および、中川・前掲32頁以下参照。

(28) しかし現状はその逆である。元来家族や保護司らとの対話のためにあたえられた「場」であつたはずの保護観察は、改正少年法26条の4(保護観察中の者に対する措置)により「収容の執行猶予」にすぎないものとなり、成人の処遇におけるのと同様少年の処遇に関しても「収容」過剰への道を進みはじめている。

(※本稿は、2006年10月25日に開かれた第36回白鷗大学法政研究会で報告した内容に加筆したものであり、本稿の内容を含む研究「二一世紀型刑事施設の在り方」については、2006年度白鷗大学法政策研究所研究助成を受けた。)